

## 母と子の健康を守る制度

(大阪市情報コーナー)

### 1. 妊婦教室

初めてお母さんになる方や、これまでの出産で既往歴のある方等を対象に、妊娠中の過ごし方、お産のこと、赤ちゃんの育て方などをわかりやすく説明します。また妊婦の方同士の交流の場も設けています。

お父さんになる方も積極的にご参加ください。

### 2. 妊婦歯科健康診査

妊娠中に1回、妊婦の歯科健診や歯科保健指導等を行います。

### 3. プレババ・ママの育児セミナー

大阪市内在住のはじめてパパ・ママになる方を対象に、育児に関する実技指導などを行っています。

### 4. 妊婦健康診査

大阪府が委託する実施機関（医療機関及び助産所）で妊婦健康診査を14回公費負担しています（多胎妊娠の場合は16回）。妊婦さんに必要な場合や、妊婦さんのご希望により追加の検査や指導を実施された場合は当事業の公費負担を超えて自己負担が発生することがあります。

この手帳と併せて交付する母子健康手帳別冊にとじ込まれている受診票に、必要事項を記入して実施機関に提出してください。

大阪府が委託する実施機関でない場合は、「償還払い」を行います。

### 5. 妊産婦訪問指導

妊娠・出産に関する不安や悩みがある等ご相談のある方は、保健福祉センターへ電話・来所でご相談ください。

必要な場合、保健師や訪問指導員（助産師）が家庭を訪問して保健指導を行います。

なお、妊娠8か月頃にはご希望に応じて面談を実施します。（妊娠7か月頃にアンケートを送付します。）

### 6. 出産前小児保健指導事業（プレネイタルビジット）

出産予定日時点で20歳未満の妊婦及びその配偶者を対象に指導票を交付し、大阪府が委託する医療機関の小児科医が個別指導（妊娠中の段階から日常生活上の注意や今後の育児に関しての心構え、乳児に起こり

がちな疾病など健康上の注意事項等の相談）を1回無料で行います。

### 7. B型肝炎母子感染防止事業

B型肝炎はB型肝炎ウイルスによっておこる肝臓の病気です。妊婦がB型肝炎ウイルスを持っていると生まれた赤ちゃんに感染する可能性があります。

※この手帳と併せて交付する妊婦健康診査受診票の①(初回)でB型肝炎ウイルス（HBs抗原）の血液検査を受けられます。

### 8. 乳児家庭全戸訪問事業

赤ちゃんが生まれたらすぐにこの手帳と併せて交付するハガキ（新生児出生連絡票）を居住区の保健福祉センターへ提出・送付してください。保健師または訪問指導員（助産師）が3か月児健康診査までの家庭を訪問して、健康や育児に関する相談や子育て支援の情報提供を行います。

### 9. 未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費により負担します。

### 10. 新生児聴覚検査

大阪府が委託する実施機関（医療機関及び助産所）で新生児聴覚検査（初回のみ）を一部公費負担しています。

この手帳と併せて交付する受検票に、必要事項を記入して実施機関に提出してください。

大阪府が委託する実施機関でない場合は、「償還払い」を行います。

### 11. 先天性代謝異常等検査

大阪市内の分娩取扱医療機関等で出生した赤ちゃんを対象として、心身の発育を妨げる先天性代謝異常症、先天性の内分泌疾患、重症複合免疫不全症（SCID）や脊髄性筋萎縮症（SMA）等の病気を発見するため、生後4～6日目に足のかかとなどから少量の血液をとって検査を行います。検査は公費で受けることができます。（採血料と検体送付料は自己負担となります。）

※検査を希望される方は、分娩取扱医療機関等にてお申込みください。（検査は強制ではありませんが、大阪市内で出生した赤ちゃんは、ほぼ全員が受けています。）